

資料1

審査まとめ資料への最新審査実績の反映について

1. 審査まとめ資料の作成経緯と今後対応すべき内容

- 泊発電所3号炉のプラント側審査は、2013年7月～2014年10月と2016年7～10月の期間に審査会合での説明を実施したが、地震・津波側審査の進捗を待つ必要があったことからそれまでの説明内容をプラント側の審査まとめ資料（項題を除き、以降、「まとめ資料」という。）に反映し、2017年3月に提出した。以降は説明を見合わせ、今日に至っている。
- 従って、プラント側審査の説明を再開するに当たり、まとめ資料の内容を2017年当時のものから最新の審査実績を踏まえたものに記載レベルを引き上げる必要がある。

2. 審査まとめ資料の記載レベルを引き上げる際の留意点

- まとめ資料を提出した2017年3月時点において新規規制基準適合性審査はPWRプラントが中心であったが、現在はBWPプラントが中心となっている。
- PWRとBWRの炉型の違いにより基準適合へのアプローチが異なる設置許可／技術基準規則の条文や審査項目があることがわかってきている。
- 従って、プラント型式の違いに留意しながら、BWRプラントのまとめ資料の形で存在する最新審査実績を、PWRプラントである泊発電所3号炉に適切に反映する必要がある。
- 最新審査実績の反映の観点は、大別して以下の4点。
 - (1) まとめ資料を構成する資料の充実が図られたもの
 - (2) まとめ資料の記載内容の充実が図られたもの
 - (3) 基準適合上の位置付けの整理が行われたもの
 - (4) 基準適合の観点から記載の適正化が図られたもの

3. 説明再開に向けた審査まとめ資料の作成内容と方法について

- (0) 最新の審査実績を反映するための前提として、次に示す3項目を行う。
- BWRプラントのまとめ資料を読み込み、基準適合の観点から必要な内容を反映
 - 他社の審査会合における指摘事項を確認し、基準適合の観点から必要な内容を反映
 - 基準適合の観点から反映した内容の関連する条文間での水平展開
- (1) まとめ資料を構成する資料の充実が図られたものを反映する方法
- 先行審査プラントのまとめ資料の構成（本文、別紙、別添、添付など）について比較・分析を行い、基準適合性の観点から資料構成の網羅性を確認し、不足分があれば当該資料を作成する。
 - 先行審査プラントに特有で泊3号炉には必要ないもの／必要なものを精査し、判断理由も整理する。

(2) まとめ資料の記載内容の充実が図られたものを反映する方法

- ▶ 先行審査プラントのまとめ資料の記載内容について比較を行い、基準適合性の観点から記載内容の充実が図られているものについては、泊3号炉まとめ資料に反映する。
- ▶ PWR 及び BWR の最新審査実績との3連比較表を作成した上で、以下の通り比較・反映を行う。
 - A. PWR と BWR に共通の要求に係る条文や審査項目
 - ・最新である BWR との比較を行い、記載内容の充実が図られた部分を抽出し、泊3号炉まとめ資料に反映する。PWR についても参照するが、比較表において差異の識別は行わない。
 - B. 炉型の違いにより基準適合へのアプローチが異なる条文や審査項目
 - ・同じプラント型式である PWR との比較を行い、記載内容の充実が図られた部分を抽出し、泊3号炉まとめ資料に反映する。

(3) 基準適合上の位置付けの整理が行われたもの

- ▶ 先行審査プラントのまとめ資料との比較の結果、同様の内容であっても記載の位置（グレード）が異なる場合、設置変更許可申請書との関係※を確認し、基準適合上で適切な位置に記載する。

※設置変更許可申請書上の本文、添付書類、まとめ資料のみに記載の別

- ▶ PWR 及び BWR の最新審査実績との3連比較表を作成した上で、以下の通り比較・反映を行う。
 - A. PWR と BWR に共通の要求に係る条文や審査項目
 - ・最新である BWR との比較を行い、同様の内容であっても記載の位置が異なるものの有無を確認する。PWR は併記のみ行い、参考扱いとする。
 - B. 炉型の違いにより基準適合へのアプローチが異なる条文や審査項目
 - ・同じプラント型式である PWR との比較を行い、同様の内容であっても記載の位置が異なるものの有無を確認する。

(4) 基準適合の観点から記載の適正化が図られたもの

- ▶ 先行審査プラントのまとめ資料において、基準適合上、記載の適正化が図られたものは、適宜反映する。
- ▶ PWR 及び BWR の最新審査実績との3連比較表を作成した上で、以下の通り比較・反映を行う。
 - A. PWR と BWR に共通の要求に係る条文や審査項目
 - ・最新である BWR との比較を行い、記載の適正化が図られたものは、適宜反映する。PWR は併記のみ行い、参考扱いとする。

B. 炉型の違いにより基準適合へのアプローチが異なる条文や審査項目

- ・同じプラント型式である PWR との比較を行い、基準適合の観点から記載の適正化が図られたものは、適宜反映する。

(5) 比較表に記載する差異理由の明確化

- 差異があるという事実のみの記載とならないよう留意する。
- 差異が生じている理由を基準適合の観点から簡潔に記載する。
- “主に” “基本的に” など例外を示唆するようなあいまいな表現は避ける。
- **設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）**
 - ✓ 「炉型の相違（PWR/BWR の差）」：プラント設計思想が異なるために生じる差異なので、差異理由は「炉型の相違」等とシンプルに記載する。
 - ✓ 「設備の相違」：比較プラントとの設備（系統や設備の構成含む）の相違がある場合は“泊の設備で基準適合上問題ない”ことまで示す記載をする。
 - 例) 「泊では△△弁がない」場合の差異理由は「泊では△△弁がないが、□□という理由で問題ない」などと相違があっても問題ない理由を併せて記載する。
 - ✓ 「運用又は体制の相違」：比較プラントとの設備の運用方法や体制が根本的に相違している場合は“泊の運用方法（体制）で基準適合上問題ない”ことまで示す記載をする。
 - 例) ポンプの運転時間に差がある場合は「女川では△△ポンプを 24 時間使用する設計。泊は□□という理由のため△△ポンプを 1 時間使用する設計で問題ない」などと相違があっても問題ない理由を併せて記載する。
- **記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）**
 - ✓ 「記載箇所の相違」：記載箇所が異なる場合は「前ページに記載」「○ページに記載」「矢印で記載箇所を示す」など、記載箇所を記載する。資料構成が異なる場合は資料番号を記載する。記載箇所を探させない。
 - ✓ 「記載方針の相違」：女川と比較した場合の“記載する方針／記載しない方針”の相違は“先行 BWR の記載方針を踏襲する／しない”ことにより発生する。したがって、女川との比較では記載方針の相違はあるものの、参考として「大飯と同様」などと記載し先行 PWR と相違がないことを示す。
- **記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）**
 - ✓ 「記載表現の相違」：“記載の細かさ”や“違う文章でも書いていることが同じ”場合などの表現の相違は、説明が必要な場合は、表現の理由を記載する。
 - ✓ 「設備名称の相違」：設備名称が異なるだけなので、差異理由は「設備名称の相違」等とシンプルに記載する。

4. 比較結果等を取りまとめた資料の作成方針

(1) 作成目的

- 条文及び審査項目毎にまとめ資料の比較表の表紙として作成し、ヒアリング、面談での説明に用いる。
- 泊3号炉と他プラントの比較結果や泊3号炉固有の内容等を記載することで、最新審査実績の反映結果を含む、まとめ資料の説明の効率化に繋げる。

(2) 記載方針

- 比較結果等の取りまとめとして、以下の事項などを簡潔に記載する。
 - ✓ 設計方針や設備、対応手段の差異（特徴的な相違点）
 - ✓ 差異識別の省略（頻出する差異）
 - ✓ 編集上の差異（記載構成やまとめ方の違い）
- 設計方針や設備、対応手段の差異（特徴的な相違点）には、基準適合の考え方、炉型の違いにより基準適合へのアプローチが異なる部分、プラント固有の設計などの観点から差異をまとめて記載する。

以上